

おき後見ネットワーク「相談カード」運用要領

令和2年8月5日 施行

令和8年7月8日 更新

1 制度趣旨

「相談カード」は、隠岐地区において成年後見制度、任意後見制度及び未成年後見制度（以下「後見制度」という。）にかかわる者の相互支援をより活性化させることにより、隠岐地区における高齢者、障害者、未成年などの権利を擁護することを目的とする。

2 使用方法

「相談カード」は、隠岐地区において後見制度に関わる者が、後見制度に関連する相談事項を記載し、おき後見ネットワークに郵送またはFAX送付することによって使用する。

おき後見ネットワークは、提出された「相談カード」に記載された事項につき、会議体又は事前に回答に適する者として指名した会員により回答を作成し、相談者に回答する。

3 受付窓口

相談者からの「相談カード」の受付窓口は、隠岐の島町社会福祉協議会とする。

隠岐の島町社会福祉協議会は、相談カードの送付を受けた場合、その緊急性を判断し、緊急性が高いものは事前に回答に適する者として指名された会員に「相談カード」を送付し、緊急性が低いものはおき後見ネットワーク定例会議での検討に付す。

緊急性は、相談カードに記載された「緊急性の有無」、被支援者の権利侵害の現実性に鑑みて判断する。

相談カードに記載された法的問題につき、既に相手方と紛争状態にあるなど弁護士による法律相談を必要とすることが明らかである場合は、法律相談を促し、おき後見ネットワークによる回答は行わない。

4 会議体での回答

隠岐の島町社会福祉協議会が会議体での検討に付した相談は、おき後見ネットワーク定例会議で検討し、会員の作成する検討結果を記した書面又は当該会員による口頭によって相談者に回答する。

5 個別会員による回答

受け付けた相談のうち緊急性が高いものについては、事前に回答に適する者として、おき後見ネットワークにより指名された会員の判断により、書面又は口頭によって回答する。

回答を行う会員は、利益相反の確認のために必要な情報を相談者に確認する。

6 情報の取り扱い

相談カードに記載された情報は、相談者への回答又は相談についての統計情報の作成以外には使用しない。

【個別に相談に回答する構成団体】

分 野	構 成 団 体
法律問題	北岡司法書士事務所
	さいとう司法書士事務所
	隠岐ひまわり基金法律事務所
	法テラス西郷法律事務所
	若林直樹弁護士
介護・福祉問題	島根県社会福祉士会隠岐ブロック
	相談支援事業所 にじ
	指定相談事業所 太陽
	各町村
	各町村社会福祉協議会